

# 平成27年度国家公務員テレワーク実績等の結果

- 平成27年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、**対前年比で約3倍に増加**（1,592人、6,841人日）。
- しかしながら、職員全体に占める実施割合は**3%強**であり、今後とも、府省間における情報共有等を進め、更なる向上を目指す。

## <概要>

- ✓ 各府省庁において、ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）におけるテレワークの取得奨励、活用事例の共有、制度の周知等を実施
- ✓ 22府省庁等全てが、実施規程を整備（うち、試行段階：13府省庁）
- ✓ 人日数：前年度比2.7倍（本省）  
2,533人日⇒6,841人日（全体では3,817人日⇒9,352人日）
- ✓ 実施者数：前年度比2.8倍（本省）  
561人⇒1,592人（全体では、587人⇒1,841人）  
職員に対する割合 1.2%⇒**3.3%**

## <参考：共通の目標>

2020年度（平成32年度）までに、

- 業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を活用できるようにすることを目指す
- 国全体のテレワーカー比率に係る目標（雇用者の10%以上がテレワーク実施）と比較して遜色のないレベルを目指す

府省庁等名	平成26年度実績(本省)			平成27年度目標	平成27年度実績(本省)			平成28年度目標
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	
内閣官房	108	23	1,024	前年度実績並み。	145	52	1,077	テレワーク実施前年度(145人日)比増を目指す
内閣法制局 (試行)	1	1	80	6人日	3	3	82	テレワーク実施5人日を目指す
人事院 (試行)	0	0	457	在宅勤務型テレワークの試行における実施人日数は60人日とする目標を設定。	56	11	480	平成27年度に実施した試行を踏まえ、育児を行う職員の在宅勤務型テレワークを本格実施する。目標人日数は、試行実績を踏まえ、60人日超を目指す。
内閣府 (試行)	41	9	1,361	実施者数:22人(うち週1日以上終日在宅実施者数3人) 実施人日数:50人日	592	36 (週1日以上終日在宅実施者数5人)	1,454 (定員数)	現行制度・システムの範囲内で、利用しやすくするために、手続等における改善を行うことにより、利用者の拡大を図る。
宮内庁	0	0	729	本庁実施者数:3人 本庁実施人日数:15人日 地方実施者数:1人 地方実施人日数:3人日	6	3	742	テレワーク実施3人×5日を目指す。
公正取引委員会 (試行)	27	26	659	実施者数:40人 実施人日数:40人日	38	36	629	テレワーク実施40人(40人日(全職員の約6%))の実施。

## 各府省庁におけるテレワーク実績、目標について②

府省庁等名	平成26年度実績(本省)			平成27年度目標	平成27年度実績(本省)			平成28年度目標
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	
警察庁 (試行)	0	0	3,315		0	0	3,399	新たに制定したテレワーク試行実施要領に基づき、平成28年度中、テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員等10～15人程度の試行を目指す。
個人情報保護委員会 (試行)	0	0	32	実施人日数:12人日 (3人×4日)	3	2	50	平成27年度に引続き試行を実施することにより、職員の要望等を聴取する。また、平成29年度には育児・介護等の事情がある職員で希望する者は可能な限り実施できるようにし、その他の職員についても、希望があれば実施できるようにする。
金融庁	34	1	1,518	実施者数:20人(週1日以上終日在宅実施者数2人) 実施人日数:157人日	68	5 (週1日以上終日在宅実施者数5人)	1,566	テレワーク実施40人を目標とする。
消費者庁	150	33	289	実施者数:39人 実施人日数:652人日	93	15	309	常勤職員の6%以上テレワーク実施を目指す。
復興庁 (試行)	0	0	288	2人	0	0 (地方1人)	295	テレワーク実施2人を目指す(目標を達成できた場合は、その2倍(目途)の数値を翌年度の目標として設定する。)

# 各府省庁におけるテレワーク実績、目標について③

府省庁等名	平成26年度実績(本省)			平成27年度目標	平成27年度実績(本省)			平成28年度目標
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	
総務省	1,252	342	2,900	実施者数:1,000人 原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施。	3,303 ※平成27年12月時点	1,065 ※平成27年12月時点	2,800	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを平成27年度から実施する。
法務省(試行)	31	34	1,165	試行段階のため目標設定せず。	57	46	1,215(推計値)	試行実施中のため目標設定を行わず実施。
外務省(試行)	0	0	2,300	試行段階のため目標設定せず。	11	5	2,640	テレワーク実施20人を目指す
財務省(試行)	2	2	3,464	試行段階のため目標設定せず。	16	7	3,555(推計値)	平成29年6月からリアルタイムコミュニケーションが可能となることを踏まえ、試行的に下記の取組みを先行実施。 ○特定の課をモデルに選定し、当該課の職員が全員実施。 ○他の部局においても、あらためてテレワーク制度の周知徹底を図ったうえで、希望者は全員実施。
文部科学省	111	13	2,435	実施者数:13人、うち週1日以上終日在宅実施者数:10人 実施人日数:111人日	447	68 (週1日以上終日在宅実施者数16人)	2,800(推計値)	ワークライフバランス推進強化月間等における取組みも含め、前年度の水準を踏まえ、テレワーク実施者数68人、実施人日数447人日以上を目指す。

# 各府省庁におけるテレワーク実績、目標について④

府省庁等名	平成26年度実績(本省)			平成27年度目標	平成27年度実績(本省)			平成28年度目標
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	
厚生労働省	272	43	3,523	335人日	489	80	3,571	テレワーク実施6,800人日(本省職員全員が平均して年2回実施することを目標。)
農林水産省 (試行)	95	6	4,829	実施者数:50人 実施人日数:598人	153	8	4,831	○本省内について、1日単位でテレワーク試行を行っていたが、時間単位やフレックスを活用してのテレワークを開始 ○地方支分部局について、モデル部署を選定し、テレワーク試行を実施
経済産業省	247	18	6,600	実施者数:30人  【特許庁】 2課室×1人、24人日	958	61 【特許庁】 2課室× 1人、13 人日	6,900 (推計値)	フレックスタイムとテレワークの併用のための環境を整備するなど、テレワーク実施者を拡大する。育児・介護職員以外の職員への効果を検証する。特定課室等をモデルとして対象とし、集中実施を試行する。
国土交通省	156	8	7,292	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする。	269	18	7,356 (定員数)	退庁後の時間単位のテレワークの導入を検討し、育児短時間勤務等を行っている職員数(約30人)を目安に利用を拡大。なお、外出先等で職場のメールの閲覧・送信が可能となる仕組みを平成28年度中に導入。

# 各府省庁におけるテレワーク実績、目標について⑤

府省庁等名	平成26年度実績(本省)			平成27年度目標	平成27年度実績(本省)			平成28年度目標
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	
環境省 (試行)	6	2	892	実施者数:10人(うち 週1日以上終日在宅 実施者数1人) 実施人日数:15人日	1	1 (週1日以上終日在宅 実施者数1人)	1,871 (定員数)	テレワーク実施40人を目指す
防衛省 (試行)	0	0	1,263	本省内部部局において 試行を実施	133	70	1,203	本省内部部局における試行範囲の拡大

# 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (1) ①

## 主な取組内容

- フレックスタイム制 (21府省庁)
- 休憩時間の延長<sup>※1</sup> (13省庁)
- 勤務の一時中断・再開<sup>※2</sup> (10省庁)
- 時間単位、午前・午後のみ取得 (18府省庁)

府省庁等名	勤務時間の柔軟化の措置			平成27年度テレワーク取得単位
	フレックスタイム 制の導入	休憩時間の延長	勤務の一時中断・ 再開	
内閣官房	○	○	○	1日
内閣法制局	○	—	—	1日
人事院	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
内閣府	○	—	—	1日、午前のみ又は午後のみ
宮内庁	○	—	—	1日、午前のみ又は午後のみ
公正取引委員会	○	○	○	1日、午前のみ又は午後のみ
警察庁	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
個人情報保護委員会	—	—	—	1日
金融庁	○	○	—	1日、午前のみ又は午後のみ

※1: 勤務時間の一部においてテレワークを行う職員が、職場・自宅間の移動時間分、休憩時間を延長することが可能となる措置。

※2: テレワークを行う職員が、職場・自宅間の移動、育児、介護をするために勤務を一時中断し、再開することが可能となる措置。

# 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（1）②

府省庁等名	勤務時間の柔軟化の措置			平成27年度テレワーク取得単位
	フレックスタイム 制の導入	休憩時間の延長	勤務の一時中断・ 再開	
消費者庁	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
復興庁	○	—	—	1日
総務省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
法務省	○	—	—	1日、時間
外務省	○	○	—	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
財務省	○	—	—	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
文部科学省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
厚生労働省	○	○	○	1日、午前のみ又は午後のみ
農林水産省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
経済産業省	○	○	○	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
国土交通省	○	—	—	1日、時間、午前のみ又は午後のみ
環境省	○	○	—	1日、午前のみ又は午後のみ（育児又は介護を行う職員のみ）
防衛省	○	—	—	1日、時間、午前のみ又は午後のみ



# 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (2) ①

## 対象者の概要

### ■ 常勤職員 (22府省庁)

- ・条件なし (3省庁)
- ・勤務経験 (「6カ月以上」または「1年以上」) 等の条件 (7府省庁)
- ・育児・介護・妊婦・けが等の一定の条件を有する職員に限定 (8省庁)
- ・課長補佐級以下に限定 (2省) (うち、1省は6月以降局長級まで拡大)
- ・その他の条件 (2省庁)

### ■ 非常勤職員を含む (5省庁) (勤務経験等の条件付きを含む。)

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
内閣官房	本省	各省等の勤務経験1年以上の全職員	
内閣法制局	長官総務室	常勤職員	本格実施において全職員へ対象者の拡大を検討。
人事院	本院	○小学生までの子を養育しており、テレワークの実施により業務能率の向上が期待できる職員 ○国会答弁作成実務を担当する職員	介護について、実施要望があれば、試行を実施。
内閣府	本府	勤務経験6カ月以上の常勤職員	地方支分部局の職員への適用については、今後、検討。
宮内庁	本庁、地方	勤務経験1年以上の全職員	

## 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（2）②

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
公正取引委員会	事務総局	全職員のうち、以下のすべてを満たす者 ・心身ともに健康であり、かつ、勤務態度が良好。 ・担当している業務がテレワークに適しており、かつ、テレワークにより適正に業務が遂行できること(窓口業務, 対外折衝業務等担当者はテレワークに不向きであるため原則不可。) ・出勤した場合と同様の業務量进行处理することができること。 ・職場にテレワーク試行実施者の業務遂行状況を監督するマネージャーを置くことができること。 ・自宅でブロードバンド回線(ADSL回線, 光回線等)によりインターネットにアクセス可能な環境にあること。	
警察庁	警察庁(警察庁長官及び次長を除く)	常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者 ・育児や介護のため時間制約のある職員・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員	実際に試行実施した職員の要望等を踏まえ、今後の対象範囲の拡大について検討。
個人情報保護委員会	事務局	勤務経験1年以上の常勤職員	
金融庁	本庁	勤務経験1年以上の常勤職員	非常勤職員も対象者とする予定。
消費者庁	本庁	常勤職員	

## 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（2）③

府省庁等名	平成27年度におけるテレワーク対象部署	平成27年度におけるテレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
復興庁	本庁・地方	常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者 ・試行テレワークによっても適切な処理が可能な業務があること。 ・業務量が1日分以上あること。 ・申出書の提出日と試行テレワーク期間の開始日の間が2週間以上あること。 ・就学前の子又は要介護の家族がいること。	試行実施を踏まえ、拡大を検討。
総務省	本省・地方	勤務経験6ヵ月以上の常勤職員	非常勤職員については、業務の形態及びその内容や平成28年度の試行状況を踏まえ、対象となり得る範囲を検討。
法務省	本省局部課及び本省所管各庁のうち所管局が指定する機関	常勤職員	
外務省	本省及び研修所	全職員のうち、以下のいずれかに該当する者（ただし、業務の性質上、テレワークが不可能な業務、期間業務職員、外交実務研修員を除く。） ・育児や介護のため時間制約のある職員 ・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・その他業務の生産性の向上等が期待できる事由のある職員	在外公館におけるテレワーク導入は、本年度の本省における実施状況や在外のテレワークに関するニーズ等を踏まえ、平成28年度以降の実施の可否について検討。

## 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等 (2) ④

府省庁等名	平成27年度における テレワーク対象部署	平成27年度における テレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
財務省	本省、大阪税関	常勤職員のうち、以下のすべてを満たす者 ・ 過去1年間の人事評価における全体評語(過去1年間の人事評価の評語がない場合は、実績のある直近の1年間における人事評価における全体評語) がすべて「B」以上である者 ・ 所掌事務がテレワークに適しており、テレワークにおいても職務に専念できる者	
文部科学省	本省、スポーツ庁・文化庁の本庁、国立教育政策研究所	本省、スポーツ庁・文化庁の本庁については、全職員のうち、以下のいずれかに該当する者 ・ 育児や介護のため時間制約のある職員 ・ 妊娠・けが等により通勤に負担がある職員 ・ その他業務の生産性の向上等が期待できる事由のある職員 国立教育政策研究所については、常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者 ・ 育児や介護のため時間制約のある職員 ・ 妊娠・けが等により通勤に負担がある職員	平成28年度より、施設等機関である科学技術・学術政策研究所においてもテレワーク実施規程を策定。
厚生労働省	本省、中央労働委員会事務局	○(6月まで)勤務経験1年以上で課長補佐級以下の職員 ○(6月以降)局長級まで拡大	・平成28年4月以降は、内部部局等の勤務経験が1年未満の者も対象とする。 ・平成28年4月以降は、時間単位のテレワークを認めることとした。
農林水産省	本省、林野庁・水産庁の本庁	課長補佐級以下の常勤職員	政府共通プラットフォーム上の外部接続環境提供サービスを活用し、平成28年度4月以降順次、地方農政局におけるテレワーク試行を開始予定。

## 各府省庁におけるテレワーク取得の条件等（2）⑤

府省庁等名	平成27年度におけるテレワーク対象部署	平成27年度におけるテレワーク対象者	今後の対象範囲の拡大予定
経済産業省	本省、外局、地方局	<p>常勤職員のうち、以下のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児（小学3年生までの子の養育）・介護（配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他同居する要介護者の介護（配偶者、父母、子、配偶者の父母については同居・別居を問わない。）又は妊娠、怪我等の理由により通勤時間の削減が望まれる職員又は通常の通勤が大きな負担となっている職員。</li> <li>・当該職員の在宅勤務による課室内等のコミュニケーションの低下などにより、課室のパフォーマンスに影響が生じることがないと考えられること。</li> <li>・これまでの勤務実績を踏まえて、在宅勤務であっても職場勤務と同程度のアウトプットを出すと見込まれる者であること。</li> </ul>	今後の検証を経て、育児・介護職員以外の職員に適用対象を拡大。
国土交通省	本省、観光庁・気象庁・運輸安全委員会・海上保安庁の本庁	勤務経験1年以上の常勤職員	平成28年度に、退庁後の時間単位のテレワークの導入を検討予定。
環境省	本省	再任用短時間勤務職員、期間業務職員、人事院規則等により勤務時間の短縮等の措置を受けている者を除く職員。	必ずしも終日の利用に限らず、1日のうちの必要な時間のみテレワークの活用ができるよう制度の整備を進める予定。
防衛省	本省	<p>常勤職員のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児や介護のため時間制約のある職員</li> <li>・妊娠・けが等により通勤に負担がある職員</li> <li>・テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度中に人事担当部局以外の部局を含め更に広く試行を実施予定。</li> <li>・各機関等においても本省内部部局の試行結果や機関等の勤務の特性を踏まえ、平成29年度以降試行予定。</li> </ul>

# (参考4) 各府省庁におけるシステム調達の計画について①

## 共通的な予定

- 各府省庁のシステム更改のタイミングにあわせて、テレワーク機能の拡充を行う。  
(政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用を含む。)

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利用・サーバアクセス	スケジュール管理等	チャット・ウェブ会議	
内閣官房	○	—	○	平成30年度にシステム更改を予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
内閣法制局	○	○	—	平成29年1月にシステム更改を予定。 チャット・ウェブ会議はテレワークの実施状況を踏まえ、今後検討。
人事院 ※	—	—	—	平成30年度にシステム更改を予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、今後検討。
内閣府	○	—	○	平成27年1月に更改し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
宮内庁	○	○	○	現行で対応予定。
公正取引委員会	○	—	○	テレビ会議システムの更改(平成30年度予定)、グループウェアシステムの更改(平成31年度予定)の機能拡充を検討。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、平成28年度の試行開始に向けて現在検討中。
警察庁	○	—	—	テレワークシステムの構築を検討中。

※人事院はスタンドアローンで実施。

# 各府省庁におけるシステム調達の計画について②

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利用・サーバアクセス	スケジュール管理等	チャット・ウェブ会議	
個人情報保護委員会	○	—	○	平成27年1月に更改し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
金融庁	○	○	—	平成27年7月より政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境を利用。
消費者庁	○	—	—	平成30年1月にシステム更改予定。テレワーク機能の拡充を検討予定。 スケジュール管理等、チャット・ウェブ会議はテレワークの実施状況、予算等を踏まえ計画。
復興庁	○	—	○	平成27年1月に更改し、平成30年12月まで運用。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、次回システム更改時に判断。
総務省	○	○	○	平成29年4月にシステム更改予定。
法務省 ※	—	—	—	平成29年1月に政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境へ移行予定。
外務省	○	○	—	平成27年度末に更改済。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定なし。 チャット・ウェブ会議は次期システム更改時に可能性を検討。
財務省	○	○	—	平成29年6月のシステム更改時に、リアルタイムコミュニケーション機能を導入予定。
文部科学省	○	○	○	平成29年1月にシステム更改予定。

※法務省はスタンドアローンで実施。

# 各府省庁におけるシステム調達の計画について③

	ソフトウェア等の現状			各府省庁における予定(平成28年3月時点)
	メール利用・サーバアクセス	スケジュール管理等	チャット・ウェブ会議	
厚生労働省	○	○	○	平成30年7月にシステム更改予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境を平成27年度より試験的に利用し、導入の可否について検討中。
農林水産省	○	○	—	政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用については、平成28年6月に地方農政局の一部において試行を行う予定。
経済産業省	○	○	○	平成30年2月にシステム更改予定。
国土交通省	○	○	—	平成31年度にシステム更改予定。
環境省	○	○	—	平成28年11月にシステム更改予定。 システム更改時にテレワークの利用拡大に向けたシステム整備を行う予定。 政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は、検討中。
防衛省	○	○	—	チャット・ウェブ会議はチーム型テレワークの試行実施時期に機能の導入を検討。



## <テレワークのメリット>

### 《ワークライフバランスの観点》

- 通勤時間を家事・育児・介護に充てるなど有効に時間を使うことができ、仕事と育児・介護の両立の上でも高い効果があった。
- 通勤による身体的負担・時間的負担が軽減した。
- 体調が悪くとも自宅でできる作業もあるため、こうした勤務形態を利用できることは有難い。
- 育児休業で長期間職場を離れていた不安を、在宅勤務により徐々に解消することができた。

### 《業務効率化の観点》

- 電話対応等が少なくなるため、集中して業務に当たることができた。共用フォルダを利用して情報共有しつつ効率的に作業することができた。
- 普段と異なる環境で業務できるので、いつもと違う発想ができた。
- 資料作成や確認といった単純作業、一人で考える業務などに有効
- 業務の生産性の向上を実感することができた。

## テレワーク実施に関する職員の意見等②

### <苦勞した点や要望>

- テレワーク申請から実施までの期間が短縮されれば、より柔軟な勤務ができるのではないか。
- 通勤前に大雨や大雪などで交通機関の大幅な遅れが生じている(又は明らかに遅延が見込まれる)場合に、当日であっても上司の許可を得た上でテレワークに切り替えて勤務することが可能となるよう柔軟な対応も必要。
- 確認できるデータに限りがある。
- 過去の紙資料等を参照しなければならない場合は困難。
- 現状のテレワークでは、職場との主なコミュニケーション手段は電話等の音声が使えず、メールにより実施しているため、効率的ではない。
- 「ログインがスムーズにできない」、「始めの設定に40分間を要した」、「画面のスクロールに時間がかかる」といった問題点が指摘された。
- 障害発生時のサポート体制の整備が必要。
- 現状のテレワークでは、レク業務やブレインストーミングや複数人との調整・意見交換に向かない。

⇒ 各省庁において、規程の改訂(制度面)やシステム更改をとらえた機能拡充(システム面)を検討

## 主な取組内容

- 申請手続き等の簡素化（申請期間の短縮）（3省庁）
- 優先的に貸し出し可能な携帯電話の導入（1省）
- 普及に向けた周知徹底（全府省庁）

府省庁等名	テレワークの取組内容
内閣官房	○内閣官房LANを通じて周知。
内閣法制局	○局内LANを通じて周知するなどし、テレワークの推進を図る。
人事院	○本院各局においてテレワーク可能な業務の掘り起しを実施。 ○各部局担当者を通じて周知。 ○実施日の柔軟な設定(実施日の設定を「2週間前」から「1週間前」までに変更)。 ○持ち帰りのための、よりコンパクトな機器を導入予定。
内閣府	○内閣府LAN、メール送付等により周知。
宮内庁	○メール送付等により周知。
公正取引委員会	○部下職員がテレワークを実施しやすい雰囲気醸成するため、本局の全ての管理職員にテレワークの実施を促す。 ○委員会LANを通じて周知。 ○育児等の事情を抱える職員を対象に説明会を開催予定(平成28年度実施予定)。 ○事前準備(端末の貸出等の手続き)を簡素化するため、実施規定を整備し、2回目以降の実施者においては、実施前日の申請でも可能となるよう措置。
警察庁	○各部局担当者を通じて周知。
個人情報保護委員会	○庁内LAN、会議等により周知。 ○育児を行っている職員には積極的な利用を個別に呼びかけを実施。

# 各府省庁におけるテレワーク推進に向けた取組内容について②

府省庁等名	テレワークの取組内容
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレワーク実施頻度を「週1日以上」から「月1日以上」に柔軟化。</li> <li>○庁内LAN、メール送付等により周知。</li> </ul>
消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポータルサイト、メール送付により周知。</li> </ul>
復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークライフバランス推進強化月間中、テレワーク実施可能な業務等の把握のため職員アンケートを実施。当該結果を踏まえ、本年のワークライフバランス推進強化月間(7～8月)において、モデル部署を選定し、テレワーク勤務体験を実施する方向で検討中。</li> <li>○庁内LAN、会議等により周知。</li> </ul>
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LANを通じて周知。</li> <li>○本省を中心にできる限り多くの職員への積極的なテレワーク利用を促すため、7月中の特定の1週間を「総務省テレワークウィーク」と定め実施。</li> </ul>
法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹部職員によるテレワークの実施結果等を省内広報で周知。</li> </ul>
外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LAN、会議等により周知。</li> <li>○育休中職員を対象とする復職説明会において本制度について紹介。本省職員が運営する両立支援サークル座談会において本制度について紹介。</li> </ul>
財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子を養育する職員の正規の勤務時間以外の実施が可能となるよう措置。</li> <li>○省内LAN、会議等により周知。</li> <li>○テレワークを実施した職員による体験記を作成・職員に周知するなど、普及に向けた活動を実施。</li> </ul>
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全職員に対してテレワーク制度の周知。実施者の体験談や感想等を併せて周知。</li> <li>○貸出PCについては、メンテナンス等の観点から毎月返却しているが、平成29年1月のシステム更新に併せてシンクライアント端末を全職員に提供する見込みであり、これにより貸出期間の長期化に対応する予定。</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LANを通じて周知。</li> <li>○平成27年度は、ゆう活期間中においてテレワークに積極的に取り組むよう指示</li> <li>○平成28年度は、本省職員が平均して年2回(6,800人日。27年度実績489人日。)テレワークを実施するよう目標を設定の上、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間単位の実施が可能となるよう措置</li> <li>・テレワーク勤務に必要な認証装置(接続用トークン)の拡充(250台から1,000台)</li> <li>・テレワーク実施の事務手続の簡素化などの制度の見直し</li> </ul> </li> </ul>

# 各府省庁におけるテレワーク推進に向けた取組内容について③

府省庁等名	テレワークの取組内容
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部局担当者を通じて周知。</li> <li>○政府共通PFリモートアクセス環境を利用したテレワーク試行を実施。</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LAN、会議等により周知。</li> <li>○ワークライフバランス推進月間においては、PRビデオを作成し、省内放送で流す、あるいは経産省広報紙において広告を掲載。</li> <li>○在宅勤務者が優先的に使用できる貸し出し携帯電話を導入。</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児・介護等を行う職員がより柔軟に利用できるようにするため、退庁後の時間単位のテレワークを行う「プチ・テレワーク」を試行。</li> <li>○省内LANを通じて周知徹底。</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LAN、メール送付等により周知。</li> </ul>
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省内LAN、メール送付、各部局担当者、マスコットキャラ等を通じて周知。</li> </ul>